

東京農工大学大学院工学研究院運営規則の一部改正

現行	改正案	改正理由
<p>本則            (教授会)            第7条 (略)            2 (略)            3 教授会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。            (1)・(2) (略)            (3) 工学研究院を<u>構成する</u>教授、准教授、<u>専任</u>講師  <u>(新設)</u>    <u>(新設)</u>              (4) (略)            4～10 (略)</p>	<p>本則            (教授会)            第7条 (略)            2 (略)            3 教授会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。            (1)・(2) (略)            (3) 工学研究院を<u>本務とする</u>教授、准教授、講師  <u>(4) 国立大学法人東京農工大学におけるテニュアトラック制度の実施に            関する要項の適用を受け、工学研究院を兼務するテニュアトラック教員</u>  <u>(5) 国立大学法人東京農工大学におけるキャリアチャレンジ教授制度の            実施に関する要項の適用を受け、工学研究院を兼務するキャリアチャレ            ンジ教授</u>            (6) (略)            4～10 (略)</p>	

附 則 (令和元年11月1日工規則第3号)

この規則は、令和元年11月1日から施行する。